

# 浄化槽の適正な管理

適正な——施工◆保守点検◆清掃◆法定検査



みんなで守ろう  
きれいな流れ

浄化槽は微生物の働きを利用するデリケートな施設です。

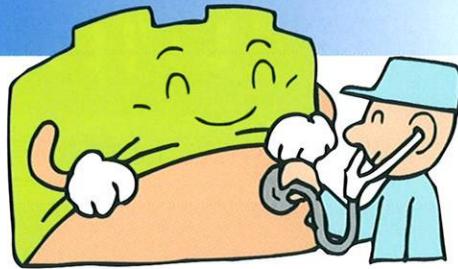
その機能を十分に発揮させるためには適正な施工とともに、  
適正な維持管理が必要です。

浄化槽管理者の3つの義務——保守点検・清掃・法定検査——を守り、  
浄化槽の適正な管理に努めましょう。

(社)岐阜県浄化槽連合会

# 浄化槽の法定検査

浄化槽法 第7条・第11条



浄化槽の状態が正常でないため、公共用水域の汚濁等を引き起こす例がしばしばみられます。

そのため、浄化槽について知事の指定する検査機関の検査を受けることが義務付けられています。

## 7条検査

(設置状況の検査)

新たに設置された浄化槽については、浄化槽法第7条の規定により、その使用開始後3ヶ月を経過した時点から県知事が指定した検査機関（指定検査機関）の行う水質に関する検査を受けなければならないことになっています。

これは浄化槽が適正に設置され、所期の機能を発揮しうるかどうかは、実際に使用を開始した後でなければ確認できないため、有効かつ正常に働いているかどうか機能に着目した設置状況を検査し、不適事項があれば早期にそれを是正することを目的としたものです。

また、岐阜県では平成22年10月より「岐阜県浄化槽の設置等に関する指導要綱」にてブロワ(送風機)停止警報器の設置が義務づけられていますので、検査時に確認いたします。

## 11条検査

(定期検査)

すべての浄化槽について、浄化槽法第11条の規定により、7条検査の受検後、毎年1回、定期的に県知事が指定した検査機関（指定検査機関）の行う水質に関する検査を受けなければならないことになっています。

これは浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか、また、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査し、不適事項があれば早期にそれを是正することを目的としたものです。

## 7条検査の指定検査機関

## 11条検査の指定検査機関

## 財団法人 岐阜県環境管理技術センター

事務所所在地／岐阜市六条大溝4丁目13番地6号

電 話／058-276-0321

駐在所／飛騨・東濃

法定検査は、指定検査機関の検査員が現場で検査します。検査員は必ず身分証明書を持参しています。  
なお、検査の結果書は後日送付されます。法定検査の結果書は3年間保存してください。

\*検査の結果は全て県（岐阜市）に報告され、必要に応じて県による指導が浄化槽管理者にあります。

## 検査項目（7条検査）

## ①外観検査

- ア／設置状況
- イ／設備の稼動状況
- ウ／水の流れ方の状況
- エ／使用の状況
- オ／悪臭の発生状況
- カ／消毒の実施状況
- キ／か、はえ等の発生状況

## ②水質検査

- ア／水素イオン濃度（PH）
- イ／汚泥沈殿率（SV）
- ウ／溶存酸素量（DO）
- エ／透視度
- オ／残留塩素濃度
- カ／生物化学的酸素要求量（BOD）

## ③書類検査

- ア／保守点検の記録
- イ／浄化槽設置通知書等
- ウ／浄化槽工事写真

## 検査項目（11条検査）

## ①外観検査

- ア／設置状況
- イ／設備の稼動状況
- ウ／水の流れ方の状況
- エ／使用の状況
- オ／悪臭の発生状況
- カ／消毒の実施状況
- キ／か、はえ等の発生状況

## ②水質検査

- ア／水素イオン濃度（PH）
- イ／溶存酸素量（DO）
- ウ／透視度
- エ／残留塩素濃度
- オ／塩素イオン濃度
- カ／生物化学的酸素要求量（BOD）  
ただし、101人槽以上

## ③書類検査

- ア／保守点検の記録
- イ／清掃の記録
- ウ／前回の検査記録

●検査の手数料は次のようにになっています。検査手数料は、浄化槽の処理対象人員（人槽）によって異なり、下記のとおりです。（単位：円）

規 模（人槽）	～20	21～50	51～100	101～300	301～500	501～
7 条 検 査	9,000	11,500	12,500	14,500	16,500	34,500
11 条 検 査	4,500	7,000	8,000	10,000	12,000	30,000

## 3つの義務

その2

# 浄化槽の保守点検

浄化槽法 第8条・第10条

私たちが常日頃自分からだの健康管理に気をつけていると同様に、浄化槽についても保守点検という健康管理が必要になります。

保守点検は浄化槽の各装置や機械類が正常に働いているかどうか、浄化槽全体の運転状況や放流水の状況はどうか、汚泥のたまり具合はどうか、配管やろ材が目詰まりしていないかなどを調べ、浄化槽の正常な機能を維持し、異常や故障などは早期に発見し予防的な措置を講じることを言い、人間でいえば健康管理にあたります。

浄化槽は微生物の働きによって汚水を処理する施設ですから、まさに「生き物」です。微生物が活躍しやすい状況を常に保つ必要があります。特に微生物に酸素を供給するばっ氣装置などは休みなく連続運転されていますから、きめ細かな点検が必要となります。また、消毒剤等の消耗品は、定期的に補給、交換が必要となります。

さらに、各装置の点検を行うことにより、浄化槽の清掃を行う時期になっているか否かを判断し、必要ならば、浄化槽清掃業者に連絡することも保守点検の大切な役割です。このように保守点検の良し悪しは浄化槽の機能を正常に保つうえで極めて重要です。

保守点検は、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければなりません。知事の登録を受けている専門業者に委託しましょう。登録業者については、最寄りの振興局（又は事務所）環境課へお問い合わせください。

## ◆浄化槽の保守点検回数

みなし浄化槽（単独処理）			
処理人員	全ばっ氣方式	分離接触ばっ氣方式 分離ばっ氣方式等	散水ろ床方式 平面酸化床方式等
20人以下	3ヶ月に1回以上	4ヶ月に1回以上	6ヶ月に1回以上
21人以上300人以下	2ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上	
301人以上	1ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上	

浄化槽（合併処理）			
処理方法	分離接触ばっ氣方式 嫌気ろ床接觸ばっ氣方式等	活性汚泥方式	接触ばっ氣方式 散水ろ床方式等
沈殿分離槽又は嫌気ろ床槽を有する浄化槽	20人以下 21人以上 50人以下	4ヶ月に1回以上 3ヶ月に1回以上	— —
二階タンク又は沈殿分離槽を有する浄化槽	—	—	3ヶ月に1回以上
スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有するタンク	—	—	2週に1回以上
沈殿分離タンク、二階タンク及び流量調整タンクのいずれも有しない浄化槽	—	1週に1回以上	—

浄化槽法施行規則第6条

## 3つの義務

その3

# 浄化槽の清掃

浄化槽法 第9条・第10条

浄化槽に流入してきた汚水は、沈殿や浮上といった物理作用と微生物の働きによる生物作用によって処理されますが、この処理の過程で必ず汚泥やスカムが生じます。

スカムや汚泥が過度に蓄積されると、浄化槽の機能に支障をきたし、十分な処理がされなかったり、悪臭を発生する原因となったりします。このようなことにならないために、スカムや汚泥を槽外へ引き抜き、付属装置や機械類を洗ったり、掃除することが必要となるのです。

清掃とは、このような作業のことを言いますが、浄化槽を適正に維持管理していく上で、とても重要な作業なのです。清掃は市町村の許可を受けている業者に依頼して、1年(全ばっ氣方式はおおむね6ヶ月：浄化槽法施行規則第7条)に1回清掃を実施しましょう。許可業者については、市役所・町村役場へお問い合わせください。

## 浄化槽適正維持管理システム

(作業月基本パターン) 1月清掃の例 ※小型合併浄化槽20人槽以下の場合

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	清掃
作業名	使用開始 清掃		保守点検				保守点検				保守点検		目的／低下した浄化槽の機能を回復する作業 実施月／使用開始月より12ヶ月後の1月
													保守点検 目的／浄化槽の機能維持を目的とする作業 実施月／清掃月より2ヶ月後に設定し、その後は4ヶ月毎に期間を設定
													法定検査 目的／水質維持のため適正な対処方法を保守・清掃に指示 実施月／11条検査は清掃月より毎年7ヶ月後の3ヶ月間

※実施予定月は、使用開始月、浄化槽の処理方式・人槽(大きさ)でパターンが違います。

# 浄化槽 らくらく一括契約 を行いましょう！

浄化槽の適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）が行われないと浄化槽の機能が発揮されなくなり、浄化槽からの放流水が公共用水域の汚濁の原因となります。

そのため、浄化槽法は管理者(設置者)に浄化槽の保守点検・清掃及び法定検査を義務付けています。

**浄化槽らくらく一括契約**は、浄化槽を使用している人の義務である、保守点検・清掃及び法定検査を安心してまかせられ、個々に依頼するわずらわしさを無くし、料金の支払いも手間のかからない口座振替でおこなえるたいへん便利なシステムです。

浄化槽使用者3つの義務

① 保守点検

② 清掃

③ 法定検査

## 浄化槽 らくらく一括契約 にはこんなメリットがあります

- ① 浄化槽法で定められた**保守点検、清掃、法定検査**が同時に契約でき、個々に契約するわずらわしさがなくなります。
- ② **浄化槽らくらく一括契約**により料金が**割安**になります。
  - ※清掃料金が割り引きになり、お得です。
  - ※年一回払いの場合はさらに総額の5%割引になります。
- ③ 預金口座振替を利用することにより分割払い（2,4,6回がありますが5%割引きはありません）ができます。
  - ※分割回数及び引き落とし月を任意に指定できます。
  - ※手数料及び分割による金利負担の必要はありません。
  - ※すべての金融機関、農協、郵便局が利用できます。
- ④ **保守点検、清掃**が法律に従って正確で、確実に行われ、さらに指定検査機関の**法定検査**によるチェックによって浄化槽の総合的な維持管理が自動的に行われます。
- ⑤ **保守点検、清掃、法定検査**が連帯保証されていますので安心です。
- ⑥ 故障した時は、ご連絡いただければただちに対応いたします。
- ⑦ 浄化槽のことなら、どんなことでもご相談下さい。

## 合併浄化槽の らくらく一括契約 をされている方は、下記の費用は**無料**です

### ○浄化槽の漏水等による修理 生涯機能保証制度

修理にかかる費用（約10万円～15万円）が**無料**です。（通常の使用状態で破損した場合）

### ○プロワの故障による修理 生涯機能保証制度

プロワは5年から7年ほどで故障し停止します。

部品交換（約5千円～2万円）、プロワ本体交換（約3万円～6万円）が**無料**です。

### ○プロワ停止警報器の設置 生涯機能保証制度

プロワは停止すると3日程で水質が悪化します。しかし、この停止をいち早く知らせる警報器を設置することで水質の悪化を未然に防ぎます。

警報器（約3千円）を**無料**で設置します。

### ○消毒剤の補充 らくらく一括契約

一般家庭では年間3千円ほどですが**無料**です。

※これらは、浄化槽らくらく一括契約(浄化槽維持管理契約)を締結されている20人槽以下の合併浄化槽が対象となります。

# 浄化槽の正しい使い方

## 1 安全について。

マンホールのフタがずれていたり開いていることのないようにきちんと閉めてください。鍵のかかるマンホールは必ず鍵をかけてください。特に小さいお子さんには、マンホール上やプロワ（送風機）付近では絶対遊ばせないようにご注意願います。



## 2 水の無駄使いはやめましょう。

洗濯機のすすぎの水を流し放しにするなど、水の無駄使いはやめましょう。1人が1日に使う水の量は200~230㍑が目安です。水の使用量が多くなると、処理水の水質が悪くなったり、清掃回数が増えるおそれがあります。

## 3 便器の清掃には薬品類を使わないでください。

便器の清掃の際、塩酸などの薬品や洗浄剤、洗剤等を使いますと浄化槽内の大切な微生物が死んでしまいますので十分注意してください。汚れの少ないうちに早めに水やぬるま湯を使ってください。



## 4 専用のトイレットペーパーをお使いください。

水に溶けない新聞紙、タバコの吸いがら、紙おむつ、生理用品などの異物は絶対にいれないでください。管のつまりなど故障の原因になります。

## 5 浄化槽の上に物を置かないでください。

いつでも、すぐに点検や清掃ができるようにしておきましょう。マンホール上に車（普通乗用車以下）が乗る場合、車庫用マンホールをご使用ください。総重量2トン以上の車両が通る場合は、補強工事が必要です。



## 6 ばっ気型では電源を絶対に切らないでください。

モーター、プロワ等は空気を送りこんだり水をかきまわす重要な役目をしています。これが止まると、槽内の微生物が死んでしまうため汚水が浄化されず悪臭を放ちますので、電源は絶対に切らないでください。



## 7 プロワ停止警報器について。

プロワ停止警報器が鳴ったらコンセントからプラグを抜き、ご契約の保守点検業者にご連絡下さい。



## 8 キッチンの油分は流さないでください。

台所からでる使用済みの油は、流さないでゴミと一緒に出しましょう。鍋や皿の油汚れは紙で拭いてから洗ってください。さらに流しの三角コーナーなどには、ろ紙袋をかぶせて油分が流れないようにしましょう。



## 9 洗濯時でも次のような心づかいを。

洗剤は適量で。余分に使っても水を汚すだけです。また漂白剤も控えめに。使用後は十分に水を流しておくようにしましょう。



## 10 カビ落とし剤の使用は少し控えめにしてください。

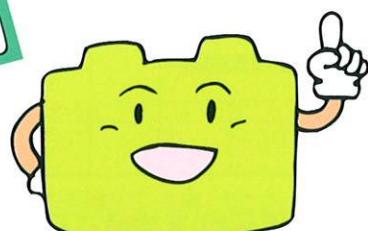
カビ落とし剤は強力で、微生物（バクテリア）を殺してしまいます。適度に使って、使用後は十分に水を流しておくようにしましょう。



## 浄化槽

らくらく  
一括契約

のお知らせ



浄化槽らくらく一括契約のお問い合わせは  
岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会へ

【らくらく協議会】

岐阜市六条大溝4-13-6 (岐阜県環境会館内)

📞058-276-0306

- ホームページアドレス  
<http://www.raku-raku.jp/>
- メールアドレス  
[rakuinfo@raku-raku.jp](mailto:rakuinfo@raku-raku.jp)

# 合併処理浄化槽は、下水道整備地域でもそのままご使用いただけます。

- 合併処理浄化槽は、高性能で安定した処理能力があり、下水道に接続することは、高額な私費、税金を投じた個人財産をも破棄し二重投資することになります。
- 過去の震災では下水道の管路等が破断し、復旧に長い日数と多大な費用がかかり、トイレが全く使用できない状況が続いたときでも、合併処理浄化槽は使用できました。
- 下水道の管理費は、現在の使用料金だけでは不足し大半は一般会計（税金）より補填されています。浄化槽の管理費は、下水道の管理費と比較して安価です。

## みず再生施設認定制度とは

この制度は、環境省の指針より厳しい基準に適合した合併浄化槽が、下水道と同様の施設であることを岐阜県の指定を受けた法定検査機関が公に認証する制度です。

### ◆『みず再生施設』の認定基準とは！？

1. (財)岐阜県環境管理技術センターが実施した7条検査及び11条検査を含めた法定検査で、過去3年間連続して判定基準に適合していること。
2. 保守点検及び清掃が、浄化槽法で定められた回数及び技術上の基準に基づき実施されていること。
3. 浄化槽の放流水質が、透視度30度以上であること。
4. 浄化槽のプロフ停止警報器が設置されていること。

### ◆『みず再生施設』の認定を受けるには！？

上記の認定基準に適合している浄化槽は、保守点検業者を通じて申請し、認定通知書と認定シールが贈られます。なお、[認定申請は無料](#)です。

認定証シール 9cm



認定された浄化槽は、高度な維持管理がされ、良好な放流水質であることが証明されたので下水道と同様の生活排水処理施設として下水道地区内でも恒久的に使用していただけます。

### 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への設置換え努力義務を規定

単独処理浄化槽（トイレのみ）をお使いの方は、合併処理浄化槽（家庭排水を処理できる）への設置換えに努めましょう。

# 県の指導監督に係る浄化槽法の仕組み

